

HAPEE ハッピーメール MAIL

Hiroshima international Access and Promotion of Economic Exchange

発行：ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター 〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47
TEL: 082-248-1400 FAX: 082-242-8628

謹んで豪雨による被害のお見舞いを申し上げます。

この度の豪雨により、被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧を切にお祈り申し上げます。
国際ビジネス支援センター 上海事務所 海外ビジネスサポーター同

■CONTENTS■		ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。	
巻頭言	広島市 経済観光局 局長 日高 洋氏	広島こだわりの産品を世界へ	1
海外 レポート	シンガポール	学生インターンが大活躍	2
	ホーチミン	ベトナムの介護ビジネス	3
	チェンナイ	インドにおけるデジタル社会とイノベーションの潮流	4
	大 連	中国での不動産購入にかかわる事情	5
	バンコク	関税優遇制度の自主監査プログラム(VAP)と労働許可申請の改訂	6
	中 国	中国ビジネスQ&A	7

広島こだわりの産品を世界へ

広島市経済観光局
局 長 日 高 洋 氏



7月の豪雨災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災地域の皆様を始め、被害を受けられた多くの方々に心からお見舞い申し上げます。

本市は、国や県、関係機関等の協力を得ながら、被災地の復旧、そして、被災された住民の皆さまが、一日でも早く、被災前の日常生活に戻ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

さて、本市では地域経済の活性化や国際化を図るため、海外との経済交流の促進、特に地元特産品の海外への販路拡大に向けた支援に取り組んでいます。

昨年度は、2月に新たな試みとして、広島広域都市圏内特産品の海外向けの商談会を開催しました。商談会では、12か国・地域から、16社のバイヤーを招聘し、国内の商社・事業者等50社以上に御参加いただき、300件近い商談が生まれました。

この商談会は、本年度も開催する予定としておりますので、ぜひとも多くの企業に御参加いただき、ひろしま産業振興機構国際ビジネスセンターにもご協力いただきながら、昨年度以上の成果を上げたいと考えています。

また、6月には、カナダ・モントリオール市との姉妹友好都市提携20周年を記念して、モントリオール市の経済交流団31名を本市に迎え、地元の経済団体や企業にもご参加いただき、ビジネスラウンドテーブルを開催しました。

会議では広島の本産品の魅力を紹介するプレゼンテーションや試飲、観光客の増加に向けた意見交換等を行いました。

本市といたしましては、今後もこうした機会を捉え、積極的に海外との経済交流等に取り組み、広島が誇る特産品を世界に発信し、その魅力を広めていきたいと考えていますので、皆様の御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

学生インターンが大活躍

碓 知子

日本でもインターンシップが盛んになってきたと聞きますが、シンガポールは以前から学生のインターンシップが盛んです。ポリテクニクと呼ばれる高等専門学校では、1学期をインターンシップに充てるところも少なくありません。私がお手伝いしている、学生イベントの運営会社（Youth Ambassadors-YA）でも、現在10人のインターンが働いていて、オペレーション、マーケティング、営業支援と様々な分野で活躍しています。

今回は、活躍する学生インターンについてご紹介します。



<学校のカリキュラムの一環>

シンガポールの大学やポリテクニクには、インターンシップをコーディネートする部署があり、インターン採用希望の企業と学生の間を取り持つ他、学生に履歴書の書き方等も指導しています。インターンシップ先の紹介ポータルも各学校にあり、学生はそこから関心がある職場を探すこともできますし、自力で働きたい会社にアプローチしてインターン先を決めることも可能です。企業側は、学校の当該部門に採用したいインターンの人数、専門分野、必要なスキル、待遇等をポータルに掲載してもらい、応募してきた学生をインタビューします。

インターンシップの期間は学校や学部によって異なりますが、2カ月から長ければ5カ月。個人差はありますが、総じてPCのスキルは高く、知らないことでも学ぶのは早いので、戦力として活躍してくれます。

<休暇はインターンシップ>

大学入学前のインターンもあります。シンガポールでは高校の卒業試験であるAレベル試験が12月に終わり、翌7月又は8月の大学の始まりまで、約半年の休みになります。男子学生はAレベル試験後、大学入学前に2年の兵役があり、女子学生が中心ですが、多くの学生たちがこの大学入学前の半年を、インターンシップに充てています。

一つの会社でインターンすることもあれば、数ヶ月ごとに違う会社を経験する学生もいます。高校を卒業したての時には、まだ何を大学で専攻していいかわからない時期。

日本のように、高校卒業前に何学部を受験するか決めなければならないのとは違い、シンガポールではAレベル試験は全国共通で、その結果で入れる学校、学部が異なります。

学生達は試験結果を待ちながら、じっくりと、進みたい学部を考えることができます。その際に役立つのがインターンシップ。

昨年、「YAでのインターンを通じて、直接人助けにつながる仕事がしたいと思った」と言っていた女子学生は、医学部を志願。Aレベルの成績もよかったので、無事シンガポール国立大医学部に入学。将来は国境なき医師団のような仕事もしたいと意欲的です。

<海外インターンシップも奨励>

グローバル化が進む中、卒業後に海外で働く機会も増えています。かつては居心地のいいシンガポールから離れたくない人も多かったのですが、外資系企業もシンガポール企業も海外でのオペレーションが増える中、そう甘いことを言っている訳にはいきません。

学生のうちから海外経験してもらおうと、国際企業庁では海外インターンを目指す学生に12,000シンガポールドル（約99万円）の奨学金を出しています。シンガポールの学生は、英語は話せますが、行き先の多くは東南アジア諸国。異なる言語、文化、慣習の中での経験には得るものも多いでしょう。※

<企業から見たメリット>

学生インターンといっても、何を頼んでいいかわからない、と躊躇する企業も多いかもしれませんが、企業から見ても学生の人柄、能力を数カ月にわたって見るよいチャンス。YAのインターン男子学生は、大学1年生ですが、米国系ベンチャー企業のインターン先から既に内定を獲得。本人もやりがいを感じており、入社する、と話していました。

日本には内向きの学生が増えていると聞きますが、これからの就職戦線はグローバル競争。シンガポールの学生に負けないスキル、異文化を受け入れる柔軟性を若いうちから身につけてもらえるといいと思います。

ベトナムの介護ビジネス

石川 幸

＜はじめに＞

今回は、ベトナムにおける高齢者と介護施設についてお話ししたいと思います。東南アジア諸国全体の一般的な印象は、「若年層が多い」「出生率が高い」「経済成長が著しい」ではないでしょうか。ベトナムも例外でなく、現在の人口構造は日本の 1970 年代と類似しており、平均年齢が 28 歳～30 歳で、人口の約 60%が 30 歳未満とわれています。

しかし、長期的な人口推移を見ると高齢化の進行スピードが速く、ベトナムは ASEAN 諸国の中でも、ブルネイに次ぎ二番目に早く高齢化が進行すると言われています。2015 年に「高齢化社会」に突入し、2030 年には「高齢社会」となると予測されています。

全人口に占める 65 歳以上の割合が
7%を超える状態 「高齢化社会」
14%を超える状態 「高齢社会」

日本では、高齢化社会へ突入してから、24 年かけて高齢社会へと移行しましたが、ベトナムでは僅か 15 年という短期間で移行すると予測されています。

こういった高齢者の増加に加え、2016 年 11 月 28 日の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（2016 年法律第 89 号）が公布され、2017 年 11 月 1 日の施行以降、技能実習制度の対象職種に介護職種が追加されたことで、ベトナム・日本の双方向から介護ビジネスに注目が集まっています。そこで、本コラムでは、昨今注目が集まっている、介護事業についてお話ししたいと思います。

＜ベトナム介護の現状＞

今後、ベトナムでは高齢者を支える社会基盤や介護サービスの需要が急速に高まると考えられています。こうした事態を受け、2009 年にベトナム政府は高齢者に関する法律「高齢者法」を制定し、2010 年 7 月より施行しています。同法は高齢化対策を包括的に規定した法律で、全 6 章 31 条で構成され、高齢者の権利と義務、高齢者の介護に関する家族や国・社会の責務、高齢者の社会参加を規定しています。しかし、高齢者法において、高齢者ケアは、その子孫、または扶養者が行う必要があると記載され、積極的に第三者に介護を依頼しようとする家庭は多くありません。さらに、かつての日本と同様、家族の世

話を第三者に依頼することを「親不孝」と考える文化が浸透しているのが現状です。

＜介護現場＞

ベトナムの介護は、現状、入居型の介護施設の数是非常に少なく、家政婦を雇う訪問型の介護が主流です。日系企業では、さくら介護ベトナムという企業が既に同様のサービスを現地で展開しています。しかし、高齢化が進行する中で、入居型の介護施設のニーズも緩やかではあるものの拡大しており、南部にあるピンズン省では、岡山県の企業、株式会社桜梅桃里が 2017 年に入居型の老人ホームをオープンし、介護ベッドなど日本メーカーの製品を採用するだけではなく、日本式の介護を現地介護従事者にトレーニングを行い、サービス展開を開始しました。現状、ローカルの介護施設では、介護師に関する特別な資格を持たない従事者がほとんどで、看護師や医師が常駐し支援している機関も少ないのが現状です。写真は、現地の介護施設の寝室とリハビリ設備で、簡易のベッドに旧式のリハビリ設備がある程度で、介護レベルそのものが低いことが伺えます。



■ローカルの介護施設

左:寝室
下:リハビリ器具
(筆者撮影)



＜総括＞

これから 5 年後、介護分野における技能実習生が実習を終え帰国する頃には、ベトナム国内でも更に同分野が注目されることは間違いありません。医療・薬品分野と同様、それらの知識や経験、技術がある日本にとって、今後のビジネスチャンスとなることは一目瞭然ですが、ベトナムへの進出を考えた場合、技能実習生が帰国する 5 年後に動き出すのでは、やはり遅く、なるべく早い段階で市場調査や視察を実施されることを推奨いたします。

インドにおけるデジタル社会とイノベーションの潮流

田中 啓介

＜インド版マイナンバー制度「Aadhaar」＞

インドは IT 大国と言われて久しいですが、「デジタル・インド」という政策もあるように日々インドは経済社会のデジタル化が進んでいます。2017 年 7 月に導入された新税制 GST (=Goods and Service Tax: 物品サービス税) も、電子申告による税務コンプライアンスの簡素化が図られています。

また、現在いろいろと議論になっているインド版マイナンバー制度「Aadhaar (アーダール)」は、13 億人超のインド居住者を対象に世界最大の生体認証システムとして本格的な導入が進められようとしています。導入の主な背景には、インドには住民票や社会保障番号のような個人を特定できる番号がなく、4 億人ともいわれる貧困層が、これまで政府の補助金などの受給ができなかったという実態があります。2010 年 9 月から ID 番号の発行を開始し、2016 年 4 月には登録者数が 10 億人を突破。開始 5 年半で 10 億人の新規登録者数は、フェイスブックのそれよりも早いと言われています。Aadhaar は 13 億人分の銀行口座と 13 億台の携帯電話につながり、インド全土で金融およびデジタルにおいてメインストリームになり得るとみられており、日本のマイナンバーとは違い、これだけの規模で最先端の技術を使った個人認証システムはインド以外にはありません。

＜デジタル社会の到来と外資系 IT 企業の動き＞

一昨年にインド政府が突然発表した高額紙幣廃止を機に、インド最大のモバイル決済サービスプラットフォームである「paytm (ペイティエム)」や「Mobikwik (モビクウィック)」がインド全土でさらに普及し、銀行口座を持たずにスマホで電子決算をする人が急増しました。日本のように ATM が至るところに整備されていないからこそ、また、様々な不便、制約があるからこそ、逆にこのような電子化に端を発したイノベーションが浸透しやすい土壌がインドにはあるとも言えます。

また、マイクロソフトやグーグル、ノキア、アドビシステムズなどの超一流企業の CEO やハーバードビジネススクールの学長をインド人が務めている事実からも分かるように、IIT (インド工科大学) などのトップ校を卒業した優秀な IT 技術者が圧倒的に多いインドは、同時に低賃金で優秀な IT 人材の宝庫でも

あります。インド IT 業界を見ると、研究開発拠点やグローバル戦略拠点をインドに設立している外資系企業は多く、マイクロソフトやグーグル、アマゾン、フェイスブックなどの大手企業の多くは特に南インドのバンガロールにその拠点を構えております。日系 IT 企業の多くはアメリカのシリコンバレーを見ているますが、世界はバンガロール発のイノベーションに注目をし始めています。



(バンガロールで人気のコワーキングスペース WeWork)

＜期待される日系企業のインド IT 業界への参入＞

2018 年 5 月には、日本の経済産業省とインド商工省との間に「日印スタートアップ・イニシアチブ」と呼ばれる日印協力関係の枠組みが発表されました。インド経営大学院バンガロール校 (IIMB) やインドソフトウェアサービス企業協会 (NASSCOM)、そして、JETRO による個別支援を柱に、日印のスタートアップ企業や、投資家・ベンチャーキャピタルなどが相互に情報交換し、また、イベントのキュレーション、日印のビジネスマッチング機能を強化するべく立ち上がった試みのようです。また、JETRO バンガロール事務所では、「グローバル・アクセラレーション・ハブ事業」として、Zinnov 社を委託先アクセラレーターとして選任しました。同社は Microsoft や Paypal 等米国大手企業が主催するアクセラレーション・プログラムの企画・運営実績があります。今後当該事業下において日系企業向けに現地ブリーフィングや個別面談、現地パートナー候補・VC 等投資家・アクセラレーター・政府機関の紹介、現地ミートアップイベントへの参加アレンジ、また、コワーキングスペースの提供までを包括的にサポートしていくようです。多くの日系企業が IT グローバル戦略拠点としてバンガロールを選び、そして、当地インド IT 業界における日系企業のプレゼンスが高まっていくことを願っています。

中国での不動産購入にかかわる事情

朴 恵子

<中国での不動産購入に関わる事情>

中国人が結婚する際、新郎がマンションなど結婚後の新居を購入するという習慣があることをご存じですか？日本ではそのような習慣はないと思いますが、中国では結婚の必要条件として一般化しています。もちろん住宅を購入しないまま結婚するカップルがいないわけではありませんが、送り出す新婦側は安定した結婚生活の意味としても、住宅の購入を求める風潮にあります。

購入を検討する場合、新郎新婦双方の出勤

に便利なエリアや数十年後（もしくは十数年後）の売却に有利なエリアを選び、物件を探します。当然、そのような物件の住宅価格は高く、負担も大きくなります。

報道によると、2017年12月の大連市における新築物件の平均単価は、前年同期比約10%増の13,584元（237,720円）/㎡だったといえます。2017年、大連市の民間企業に勤務する従業員の平均収入が年間で80,253元（1,404,428円）※1だったことを考えると、大きな買い物になります。

年	大連市		上海市		全国	
	商品住宅販売面積 (万平米)	商品住宅販売額 (億元)	商品住宅販売面積 (万平米)	商品住宅販売額 (億元)	商品住宅販売面積 (万平米)	商品住宅販売額 (億元)
2015	596.7	519.8	2,009.2	4,319.9	112,406	72,753
2016	656.6	596.9	2,019.8	5,233.3	137,540	99,064
2017	758.2	759.6	1,341.6	3,336.1	114,789	75,148

出所：国家統計局及び各地域の統計局より、桜葉コンサルティングが作成

<中国の不動産市場と住宅ローン>

今年3月に行われた第13回全国人民代表大会「政府活動報告」の中で、李克強首相は2018年の不動産市場について、「安定かつ健全な発展」を促進し、手ごろな価格の住宅を提供することや賃貸市場の発展を重視していくことを明言しています。中国国内では不動産価格の高騰から不動産販売購入規制が導入されました。住宅ローンの借り入れについても、一定の規制を設けています。

大連市の場合、自身の居住目的とした初めての購入物件に対する金融機関からの借入について、90㎡以上の建築面積であれば、購入金額の3割以上の頭金を払い込むことを求められます。また住宅積立金制度※2の加入者は住宅積立金貸付を受けることができますが、この場合にも頭金として2割以上を払い込むことを条件としています。

<中国の内装事情>

中国の不動産は、スケルトン（構造体）で販売されることが多く、購入者が設備や内装の工事を行います。購入者が自由自在に設計することも可能であるため、内装に使用されるトイレや浴室、台所の設備、部品などは好きなメーカーや海外ブランドの製品を使用することができます。ただし、内装工事には多少時間がかかることから、実際に住み始めるのは半年後や1年後になってしまうこともあります。

大連市での内装工事費用の相場について、水道配管や電気配線、床材や壁材の貼付け、防水加工など基礎工事にかかる費用（資材費含まず）は、平米あたり300元（5,250円）～500元（8,750円）程度となっています。



左上：天井内装工事
左下：動物柄の床材
上：他インテリア工事

1970年代の中国においては、「自転車」、「ミシン」、「ラジオ」、「時計」が「結婚四大件」（四大件：代表的な4つの物）と呼ばれていました。時代が変わり、2000年代に入ると、結婚四大件は「家」、「車」、「株」、「保険」だったり、「携帯電話」、「パソコン」、「車」、「住宅」などといわれているようです。

結婚は、パートナーの人生を背負うだけでなく、大きな財産を抱えることになります。

※1 出所：大連市統計局データ。

※2 住宅積立金制度：

政府機関や企業などの従業員が加入する制度。社会保険と同様、企業と従業員個人が負担。

関税優遇制度の自主監査プログラム（VAP）と 労働許可申請の改訂

辻本 浩一郎

＜自主監査プログラム（VAP）＞

2018 年 4 月 1 日から 2019 年 4 月 30 日までの期間、タイ関税当局は、一時的な自主監査プログラム（VAP）を導入しています（前回 は 2017 年 8 月に終了）。

このプログラムは、過小申告に対する罰則を免除することで、企業が自主的に修正申告することを促す制度です。

信用のおける法人は、事故や誤解に起因する関税の誤申告、支払い不足又はその他の誤りから生じた意図的ではない誤りを正す機会を与えられることになります。

誤申告事由としては、過少評価、HS コードの誤り、関税特典の誤用などがあります。

輸出入者は、輸出入行為の自己検閲することによって、2019 年 4 月 30 日迄の関税及び税金の支払いに関し、VAP 恩典を利用することが推奨されます。

【利点】

- 罰金及び追加料金を課されることなく関税及び VAT（付加価値税）の不足分を支払うことができる。

通常の税関監査又は検閲が行われ、税関監査士が発見した輸入申告書の不注意による謝りについては、関税の不足額の 0.5～2 倍相当の罰金と、1 ヶ月当たり 1%の関税追加料金を支払う。

つまり、通常の監査又は検閲が実施された場合と比較して、債務総額について、かなりの減額になる。

- 税関監査士が必要とする情報について、企業側に準備時間がある。
- 3 年間は監査を受けることがない。

【注意点】

- ハンドキャリーした物品も含め、密輸品は対象外
- 禁止及び制限された物品の通関忌避案件は対象外
- 所定のライセンスを取得していない輸出入は対象外

上記の案件については、はるかに高額な罰金（物品価額の 3 倍以下及び関税と VAT）が請求されることになります。

＜労働許可申請の改訂＞

昨今、労働省は、一般企業を対象に、労働許可申請の新しい内部規定を改訂しました。

【新しい労働許可内部規定】

- 1 タイ国外で取得したノンイミグgrant B ビザを持つ申請者は、新しいノンイミグgrant B ビザでタイに入国した最初の日から 15 日以内に労働許可を申請しなければならない。
- 2 1 項の順守を怠った申請者は、ノンイミグgrant B ビザの終了日（3 ヶ月）まで有効である労働許可証を入手する。その後申請者は、再度労働許可を延長できる。
- 3 「株券を発行していない」ことを示す株主名簿（BOJ.5）の場合、新規または更新の労働許可申請事案について、現在受理しない。

上記の内部規定は労働省でのみ実施され、BOI 企業や工業団地公社（IEAT）入居企業、駐在員事務所における就労ビザ及び労働許可証の申請先であるワンストップサービスにおいては対象となりません。

また、労働省の新規則上、これまで取得・更新が求められてきた「駐在員事務所所長」の労働許可証は、今後、新規取得や更新の必要がなくなりました。

労働許可証の代わりになるものとしては、商務省が発行する駐在員事務所 ID となります。

一方、就労ビザは引き続き、取得・延長が求められます。

現在保有している労働許可証については、有効期限から 15 日以内にキャンセル手続きを行わなければならない、注意が必要となります。

一方、次席者については、引き続き、就労ビザ及び労働許可証の新規取得や更新／延長の対象となります。



Q 中国が自動車や日用品などの輸入関税を引き下げたとの事ですが、どのような商品の関税が引き下げられたのですか？

A 中国国務院（中央政府）関税税則委員会は、最恵国に対して、7月1日から海外から輸入する日用品 1,449 品目並びに自動車・自動車部品 218 品目の輸入関税を引き下げました。目的は「中国市場を対外開放し、多様化する国内の需要を満たす為」としています。（日本からの輸入品は最恵国待遇税率が適用される）
今回の関税引き下げは中国にとっても有益な措置であり、国民の多様化する消費需要を満たすほか、国内製品の品質向上、国内産業の高度化に繋がると中国政府は捉えています。また、今年の 11 月には中国政府が開催する第 1 回中国国際輸入博覧会が予定されるなど、中国は対外開放を積極的に行っていることが読み取れます。

■ 関税が引き下げられた項目の一部

【日用品等】

名目	現行 平均関税率	引下げ後 平均関税率
アパレル、靴、帽子、キッチン用品、運動用品	15.9%	7.1%
家電製品（洗濯機、冷蔵庫など）	20.5%	8%
養殖、捕獲の水産物 ミネラルウォーター等の加工食品	15.2%	6.9%
洗浄用品、スキンケア・ヘアケア等の化粧品、一部の医薬ヘルスケア製品	8.4%	2.9%

食品の事例

名目	現行 平均関税率	引下げ後 平均関税率
醤油	28%	12%
うま味調味料	21%	12%
冷凍牡蠣	14%	10%
アイスクリーム	19%	12%
スイートビスケット	15%	10%
ミネラルウォーター	20%	5%

※その他、品目の詳細については財政部ウェブサイトで閲覧可能

<http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/P020180531717000728789.pdf>

【自動車、自動車部品】

名目	関税率	引下げ後
自動車（乗用車）	25%	15%
自動車部品	8%～25%	6%

※詳細は財政部のウェブサイトで閲覧可能

<http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/P020180522506508786661.pdf>

今回の政策により、食品を始め日用品、家電、車など、様々な対象製品の関税が引き下げられました。中国向けに製品を輸出する広島県内の企業にとっては巨大市場で販売を伸ばせる絶好の機会となります。

また、中国国内の消費者にとっても、外国の製品（日本の製品）を以前より安い価格で購入する事が出来るようになります。

上海では日本の製品の人気は依然として高く、価格が安くなることで今後益々需要が増えるのではないかと感じております。

★産振構「国際賛助会員の集い」

～&留学生との交流の場～

台北ビジネスサポーターによる
留学生への本音インタビュー
タイムを企画しました。

今年も国際賛助会員の皆様の交流の場として「集い」を開催いたします。

■広島会場 H30年8月29日(水) 17:30～19:00 (ANA クラウンプラザホテル)

■福山会場 H30年8月30日(木) 17:15～18:45 (福山商工会議所)

【ゲスト】・産振構台北ビジネスサポーター 歐元韻 氏

(丸虎国際顧問有限公司総経理 / 「海外人材活用セミナー」講師：下段参照)

・県内在住の「外国人留学生」

■申込等 同封のチラシをご参照ください。

【海外人材活用セミナー】

～海外人材に関する制度活用および育成事例のご紹介～

海外人材(外国人)の採用や育成方法等を検討している企業の皆様や関係機関の皆様へ、海外人材に関する制度活用及び人材育成事例等を分かりやすく解説します。

《広島会場》【開催日時】 平成30年8月29日(水) 13:30～17:00

【会場】 ひろしまハイビル 21 17階会議室 広島市中区銀山町 3-1

《福山会場》【開催日時】 平成30年8月30日(木) 13:30～17:00

【会場】 福山商工会議所 1階 102会議室 福山市西町 2-10-1

《セミナー内容》

第1部：＜海外人材の育成を支援する日本政府の国庫補助事業のご案内＞

一般財団法人 海外産業人材育成協会 (AOTS)

グローバル戦略グループ長 兼 海外展開サポートセンター

チーフコンサルタント 佐藤 裕之氏

第2部：＜技能実習制度とは異なる、日本で長期雇用が可能な「外国人高度人材」＞

南富士 株式会社 代表取締役会長 杉山 定久氏

第3部：＜日本採用の実例からみる台湾における人材の特徴および活用について＞

丸虎国際顧問有限公司 総経理 歐 元韻氏 (当機構台北ビジネスサポーター)

《申込方法》 同封のチラシをご参照ください。

「国際取引実務研修・応用編」

貿易実務の輸出・輸入の基礎力がある方、貿易業務経験のある方を対象に開講します。

会場	日時	場所
広島会場 (定員 40 名)	9月12日(水) 9:30～16:30	広島県情報プラザ2階「第2研修室」 (広島市中区千田町 3丁目 7-47)
福山会場 (定員 40 名)	9月13日(木) 9:30～16:30	福山商工会議所9階「会議室」 (福山市西町 2丁目 10-1)

■研修内容 ・貿易実務業務の盲点 (支払条件の盲点、外国為替相場、インコタームズ 2010と貿易条件の盲点、遅延債権回収)

・クレームの賢い対処方法(クレームの種類、実情、処理)

■講師 国際法務株式会社 代表取締役 中矢 一虎 氏
(大阪市立大学商学部 講師 / 司法書士 / 行政書士)

■申込等 同封のチラシをご参照ください。